

# 当院で満たす施設基準及び加算 に関するご案内

## 【生活習慣病管理料Ⅱについて】

『高血圧』『糖尿病』『脂質異常症』を主病の中で対象となる患者様においては、治療計画を策定し、運動や休養、喫煙、家庭での体重や血圧の測定、飲酒、服薬、その他療養を行うにあたっての問題点等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行っていきます。

そのため、今後は治療計画書の交付を行います。  
また以下の場合に患者様自身のサインが必要になる場合もございますのでご協力の程よろしく申し上げます。

1. 治療計画を作成した初回、治療計画の内容が変更となった場合
2. 患者様やそのご家族から求められた場合
3. 概ね4ヶ月に1回

また、28日以上長期処方や、リフィル処方箋の交付対応も可能ですのでご相談ください。

\*当院では治療の効果判定のために、定期的な来院をしていただくことを推奨しています。医師の判断により、長期処方やリフィル処方箋をお断りする場合がございますのでご了承ください。



医療法人社団 美草会  
菊地医院  
きくちいん

